

新 産 号 外
令和 2 年 7 月 9 日

各位

新潟市産業政策課長

新潟市ビジネス継続支援金事業の申請受付について(ご案内)

日頃より、新潟市の産業振興行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

市では、国の持続化給付金の支援から漏れる、売上減少割合が30%以上50%未満の市内の中小企業者の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

7月9日(木)から、市ホームページで申請書類を公表し、申請受付を開始いたしますので、下記のとおりご案内します。

記

1.申請受付期間 令和2年7月9日(木)から8月31日(月)まで

※8月31日(月)の消印を有効とし、郵送のみで受け付けます。

2.支援金の対象となる要件

市内中小企業者(個人事業者、フリーランス含む)で、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から6月のいずれかの月の事業収入が、前年同月と比べ、30%以上50%未満減少していること。

※設立・開業した日により比較対象となる事業収入が異なります。

詳細は別紙をご覧ください。

3.支給額 1事業者あたり 10万円

4.申請に必要な書類の入手方法

①新潟市ホームページからダウンロード

新潟市 ビジネス継続支援金

検索

②市・区役所の窓口(7月9日(木)から書類を備付けます)

※開庁時間は、午前8時30分から午後5時30分まで(土日祝日を除く)

※感染拡大防止のため、窓口での説明は行いません。ご不明な点は以下の支援金センターへお問い合わせください。

5.事業者様からの問合せ先

新潟市ビジネス継続支援金センター 電話 **025-211-8861**

(受付時間) 午前8時30分から午後5時30分まで (土日祝日を除く)

問合せ先 新潟市産業政策課企画係(直通:025-226-1610)

対象者：新潟市内で事業を営む中小企業者で次の要件を満たし、かつ事業収入の要件を満たすもの

納税地が新潟市内であること
令和 2 年 3 月 31 日までに設立・開業し、申請日現在、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思があること
前年の年間の事業収入（平成 31 年 1 月から令和 2 年 3 月までの間に設立・開業した場合、月平均事業収入×12 の収入額）が 10 万円以上あること
個人事業者の場合、主たる収入が事業収入であること
本支援金の支給をうけていないこと
令和 2 年 7 月 1 日時点で、国の持続化給付金の交付対象でないこと（令和 2 年 1 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、比較対象となる事業収入と比べ、50%以上減少していないこと）
法人の場合、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人でないこと
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行うものでないこと
政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと

事業収入の要件：次のいずれかに該当すること

（1）中小法人の場合

設立時期	比較対象となる事業収入の要件
平成 30 年 12 月までに設立した場合	令和 2 年 1 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、前年同月と比べ 30%以上 50%未満減少していること
平成 30 年 12 月までに設立し、確定申告をしていない公益法人等で月次の売上が確認できない場合	令和 2 年 1 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの 1 月あたり平均事業収入と比べ、30%以上 50%未満減少していること
平成 31 年 1 月から令和元年 12 月の間に設立した場合	令和 2 年 1 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、設立した日の属する月から令和元年 12 月までの 1 か月あたりの平均事業収入と比べ、30%以上 50%未満減少していること
令和 2 年 1 月から 3 月の間に設立した場合	令和 2 年 4 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、設立した日の属する月から令和 2 年 3 月までの 1 か月あたりの平均事業収入と比べ、30%以上 50%未満減少していること

（2）個人事業者の場合

開業時期	比較対象となる事業収入の要件
平成 30 年 12 月までに開業し、青色申告の場合	令和 2 年 1 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、前年同月と比べ 30%以上 50%未満減少していること
平成 30 年 12 月までに開業し、白色申告または青色申告で農業収入の場合など月次の売上が確認できない場合	令和 2 年 1 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までの 1 月あたり平均事業収入と比べ、30%以上 50%未満減少していること
平成 31 年 1 月から令和元年 12 月の間に開業した場合	令和 2 年 1 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、開業した日の属する月から令和元年 12 月までの 1 か月あたりの平均事業収入と比べ、30%以上 50%未満減少していること
令和 2 年 1 月から 3 月の間に開業した場合	令和 2 年 4 月から 6 月のいずれかの月の事業収入が、開業した日の属する月から令和 2 年 3 月までの 1 か月あたりの平均事業収入と比べ、30%以上 50%未満減少していること

※その他下記の特例があります。

- ①合併特例、②法人成り特例、③事業承継特例、④罹災特例